

免税軽油制度の存続を求める意見書

これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、2009年の地方税法の改正によって2012年3月に廃止される状況にあります。

免税軽油は、農業用機械や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など農業生産者の経営にとって大きな援助制度となってきたものです。この制度は、これまでも延長措置が講じられてきたものですが、引き続き制度の存続が強い要望となっています。

免税軽油制度がなくなれば、今でさえ困難な農業経営にさらなる多大な負担を強いることになり、とりわけ面積や飼育頭数の大きい北海道農業への影響は重大です。また、農業だけでなく、漁業や林業、倉庫業など地域全体の経済にとっても、大きな影響を及ぼします。

よって、政府におかれては、免税軽油の制度を継続させるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月14日

名 寄 市 議 会

内閣総理大臣
農林水産大臣
財務大臣
総務大臣

} 宛